

令和7年度動物愛護体験学習センターにおける事業管理業務委託契約
にかかる公募型プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和7年度動物愛護体験学習センターにおける事業管理業務委託

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 選定した委託予定事業者

株式会社 いち犬猫病院

4 公募期間

令和7年1月21日から令和7年2月21日まで

5 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略 50音順）

委員氏名	役職等
中上 昭二	堺市健康福祉局保健所動物指導センター 所長
古家 優	公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院 獣医学研究科 准教授
本村 光江	大阪経済大学 経済学部 教授

(2) 選定会議の開催日

ア 令和7年1月14日（選定基準等の決定）

イ 令和7年2月26日（企画提案書等の審査）

(3) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
応募事業者に関する項目		委託業務を適正、継続的に行う資質があるか。	10点
		委託業務の実施にあたり有益な事業者かどうか。	10点
本市動物愛護事業への課題認識に関する項目		本市の動物愛護に関する課題を適切に認識し、解決に向けた現実的な視点を有しているか。	20点
施設の事業管理に対する企画提案書及び実施体制に関する項目	当該施設で行う「民間団体による譲渡事業」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。	15点
	当該施設で行う「民間団体による動物愛護に関する勉強会、セミナー等」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。	15点
	当該施設で行う「(1)及び(2)以外の動物愛護体験学習等、動物愛護推進を目的とした受託者提案事業」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。特に、動物愛護体験学習等普及啓発や教育に関し優れた提案か。	15点

	事業管理の実施体制	委託事業を適切、かつ、円滑に実施できる体制か。	15 点
合 計			100 点

- (4) 審査を行った事業者（五十音順）
株式会社 いち犬猫病院 全1者

- (5) 審査の結果（選定委員による評価点の合計点）

審査項目		審査内容	採点
応募事業者に関する項目		委託業務を適正、継続的に行う資質があるか。	28 点
		委託業務の実施にあたり有益な事業者かどうか。	28 点
本市動物愛護事業への課題認識に関する項目		本市の動物愛護に関する課題を適切に認識し、解決に向けた現実的な視点を有しているか。	50 点
施設の事業管理に対する企画提案書及び実施体制に関する項目	当該施設で行う「民間団体による譲渡事業」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。	38 点
	当該施設で行う「民間団体による動物愛護に関する勉強会、セミナー等」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。	40 点
	当該施設で行う「(1)及び(2)以外の動物愛護体験学習等、動物愛護推進を目的とした受託者提案事業」、事業管理並びに市民及び民間団体等への事業周知に対する具体的な企画提案内容	当該施設の事業目的に合致し、適切かつ円滑に実施できる内容で、民間団体が広く利用することは可能か。特に、動物愛護体験学習等普及啓発や教育に関し優れた提案か。	32 点
	事業管理の実施体制	委託事業を適切、かつ、円滑に実施できる体制か。	38 点
合 計			254 点
合計点数が満点の5割以上、かつ、各審査項目のうち0点の項目が無いこと			○
審査結果			決定

- (6) 附帯意見

- ・提案内容の動物とのふれあい事業については、動物の負担を減らすなど動物の福祉への十分な配慮が必要である。
- ・SNSやHPでの広報をするとのことだが、大阪市の施設であり事業であることを踏まえてその内容について取り決めに講ずる等、無制限にならないように留意すべきである。